

## 第9期の介護保険料

### 第9期の介護保険料に影響する主な要素

- ◆後期高齢者の増加に伴い、介護保険サービスを利用する要介護認定者数の増加が見込まれます。
- ◆介護報酬改定に伴う、介護保険サービスの給付費の増加を見込んでいます。
- ◆法令改正に基づく所得段階区分の変更に伴い、一部の低所得者の方の基準額に対する割合が減少する一方で、420万円以上の所得がある方の基準額に対する割合が増加します。

これらの要素による介護保険料の大幅な増加を抑制するため、準備基金（介護保険事業特別会計において発生した余剰金等）の取り崩しを行うことで、第9期の介護保険料の基準月額（第5段階）は第8期から100円減少させ、6,000円（年額72,000円）とします。

所得段階	課税区分等		基準額に対する割合	保険料(単位:円)		
				月額	年額	
第1段階	本人が住民税非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、または本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.455 (0.285)	2,730 (1,710)	32,760 (20,520)
第2段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.685 (0.485)	4,110 (2,910)	49,320 (34,920)
第3段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.69 (0.685)	4,140 (4,110)	49,680 (49,320)
第4段階	本人が住民税非課税	世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.90	5,400	64,800
第5段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	6,000	72,000
第6段階	本人が住民税課税		本人の合計所得金額が120万円未満	1.20	7,200	86,400
第7段階			本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	7,800	93,600
第8段階			本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	9,000	108,000
第9段階			本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.70	10,200	122,400
第10段階			本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.90	11,400	136,800
第11段階			本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.10	12,600	151,200
第12段階			本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.30	13,800	165,600
第13段階		本人の合計所得金額が720万円以上	2.40	14,400	172,800	

※第1～3段階の基準額に対する割合および保険料(年額)は、公費による軽減措置後の金額「( )内」も掲載しています。

はつらつシニアの皆様には、ご自身の健康寿命の延伸につなげるとともに、将来の介護保険料の増加を抑制するためにも、引き続き積極的に介護予防に取り組んでいただくよう、お願いいたします。



### 第9期多賀町高齢者福祉計画および介護保険事業計画【概要版】

発行／多賀町  
〒522-0341  
滋賀県犬上郡多賀町大字多賀 324 番地  
TEL 0749-48-8111 (代)  
HP <https://www.town.taga.lg.jp/>

編集／多賀町福祉保健課  
〒522-0341  
滋賀県犬上郡多賀町大字多賀 221 番地1  
多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」  
TEL 0749-48-8115 FAX 0749-48-8143

【概要版】

## 第9期多賀町高齢者福祉計画および介護保険事業計画

# はつらつシニアプラン

誰もがいつまでも  
安心して暮らせる  
地域づくり

本町においては前期高齢者(65～74歳)をはじめとした84歳以下の比較的元気な住民の皆様が、地域の活動や介護予防の取組に積極的に参加する等、いきいきと生活しながら健康寿命を延伸いただくことが、これまで以上に重要になります。

このような状況を踏まえ、本町の高齢者の暮らしや意向に基づいた総合的な高齢者福祉施策のさらなる推進を図る指針として、令和6年度から令和8年度を計画期間とする『第9期多賀町高齢者福祉計画および介護保険事業計画』を新たに『はつらつシニアプラン』として策定することとします。

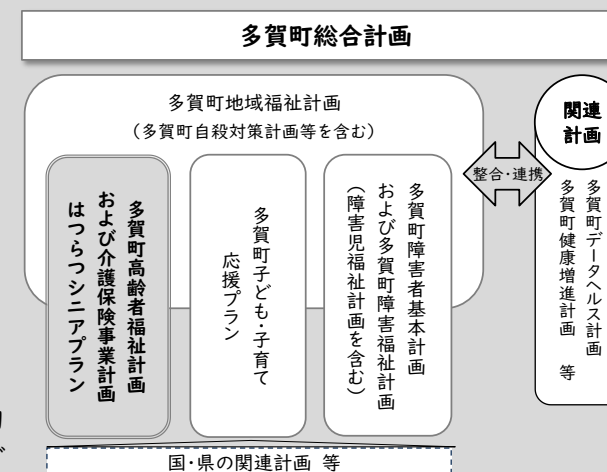
本計画は「多賀町総合計画」「多賀町地域福祉計画」等の上位計画をはじめとした、町の関連計画との整合性を図るとともに、国・県の関連計画等とも整合性を図りながら、総合的かつ計画的な福祉施策の推進を図るものです。

#### 【高齢者福祉計画とは】

すべての高齢者の健康づくりや生活習慣病予防、介護予防とともに、高齢者の社会参加や生きがいづくり、在宅生活の支援、地域包括ケア、防犯や防災対策、福祉のまちづくりなどを含む、本町の高齢者福祉全般に関する総合的な計画です。

#### 【介護保険事業計画とは】

要支援者等を中心とした介護予防の推進とともに、介護を必要とする人に対する適切なサービス提供に向けた基本方針や事業量、第1号被保険者の保険料などを定めています。



## 計画の概要

本町においては、県内他市町等と比較しても要介護認定を受けない元気な高齢者「はつらつシニア」が多いことが特徴であり、こうした方たちを中心に、これまで以上に「地域の力」を高め、地域の中で様々な課題を解決し、近い将来高齢者となる方、高齢者を支える方まで含めて、安心して暮らしていける地域づくりを進める必要があります。

こうした点を踏まえ、第9期計画においては第8期計画の方向性を継承し、「誰もがいつまでも安心して暮らせる地域づくり」を基本理念として掲げます。

また、その実現に向けて4つの基本目標に基づく多様な施策を展開するとともに、「地域包括ケアシステムの充実」を重点施策として取り組んでいきます。

### 計画の基本理念

**誰もがいつまでも 安心して暮らせる 地域づくり**

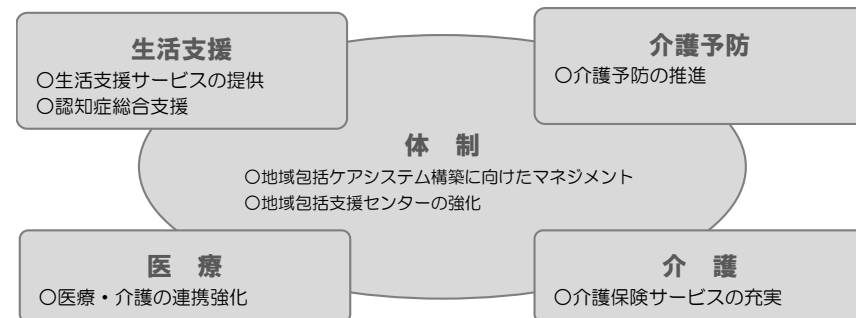
### 4つの基本目標

- 基本目標1 地域包括ケアシステムの体制整備
- 基本目標2 はつらつシニアの活躍の推進
- 基本目標3 安心と尊厳のある暮らしの保持
- 基本目標4 介護保険サービスの充実

4つの基本目標に基づく多様な施策を展開

### 重点施策「地域包括ケアシステムの充実」

本町における「地域包括ケアシステムの充実」に向けて、基本目標に基づく多様な施策等を再整理し、重点施策として設定



## 施策の展開

計画の基本理念「誰もがいつまでも安心して暮らせる地域づくり」の実現に向けて、4つの基本目標に基づき、次のような施策を展開していきます。

<p><b>基本目標1 地域包括ケアシステムの体制整備</b></p> <p><b>【施策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域包括支援センターの運営の強化</li> <li>2 地域包括ケアシステムの充実</li> <li>3 地域活動団体との連携等の強化</li> </ol> <p>地域共生社会の実現に向けて、自立した生活を続けてきた高齢者が、介護や支援が必要な状態になっても、自宅を中心に住み慣れた地域における暮らしを継続することができるように、引き続き地域包括支援センターを核として医療、保健、福祉、介護予防等の連携を強化し、地域における支えあいを実現するためのネットワーク体制の充実を進めます。</p>	<p><b>基本目標2 はつらつシニアの活躍の推進</b></p> <p><b>【施策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢期の生きがいや活躍の場づくり</li> <li>2 健康づくりの推進</li> <li>3 地域支援事業の推進</li> </ol> <p>はつらつシニアが多いという本町の特性を踏まえ、高齢期において、これまでに培われた豊かな経験を活かして、それぞれが役割を持って活躍できる仕組みや体制、機会づくりに取り組みます。</p> <p>また、住み慣れた地域や在宅での暮らしの継続に向けて、高齢になっても生活や心身の状態に応じた健康の保持・増進に取り組むことができる環境づくりと、自発的な健康づくりに向けた意識啓発を進め、健康寿命の延伸と介護予防を推進することで、はつらつシニアの増加をめざします。</p>										
<p><b>基本目標3 安心と尊厳のある暮らしの保持</b></p> <p><b>【施策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者の権利擁護</li> <li>2 認知症高齢者等の地域生活支援</li> <li>3 高齢者や家族介護者の生活支援</li> <li>4 安全・安心な生活環境づくり</li> </ol> <p>令和7年には高齢者の5人に1人が認知症になるとされる中で、広く住民の認知症への理解に向けた広報啓発を推進するなど、認知症の人を含めた誰もが個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重し支えあえる地域の実現をめざします。</p> <p>高齢者や家族等の介護者が、安心かつ尊厳のある生活ができるように、自然災害や感染症等が発生する状況においても、必要な支援・サービスが適切に提供されるよう努めるとともに、防災・防犯、権利擁護等の取組を進め、安心した生活の実現を支援します。</p>	<p><b>基本目標4 介護保険サービスの充実</b></p> <p><b>【施策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険サービスの基盤整備</li> <li>2 介護・介護予防サービスの充実</li> </ol> <p>介護が必要な高齢者等の在宅での生活の継続や家族等の介護者の就労継続に向けて、必要かつ適切な介護保険サービスを受けられるよう、介護人材の確保や事業所の業務負担軽減等、介護保険サービスが質・量の両面にわたり確保・提供できるよう取り組みます。</p> <p>特に、ケアマネジャーに対して、要介護状態の重度化を防ぎ、改善を図る自立支援に向けた介護サービス計画書が作成できるよう支援していきます。</p> <p>また、サービス内容や事業者の情報等、介護が必要な高齢者やその家族に必要な情報を速やかに提供し、相談や受付について十分に対応できる体制の強化を図ります。</p>										
<p><b>【重点施策「地域包括ケアシステムの充実」の中で本計画期間中に特に充実を図る取組】</b></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>①生活支援</td> <td>生活支援コーディネーターの配置／生活支援を担うボランティアの養成／移動支援の取組／認知症カフェの開設 等</td> </tr> <tr> <td>②介護予防</td> <td>介護予防の場・サービスの整備／住民主体の介護予防の場・サービスの整備</td> </tr> <tr> <td>③介護</td> <td>介護人材の育成・確保に関する取組</td> </tr> <tr> <td>④医療</td> <td>退院後の生活や在宅での看取り等、在宅医療に関する地域住民への啓発活動 等</td> </tr> <tr> <td>⑤体制</td> <td>地域ケア会議の開催による地域課題の把握／インフォーマルサービス等も含めたサービスの状況把握と情報提供の実施 等</td> </tr> </tbody> </table>		①生活支援	生活支援コーディネーターの配置／生活支援を担うボランティアの養成／移動支援の取組／認知症カフェの開設 等	②介護予防	介護予防の場・サービスの整備／住民主体の介護予防の場・サービスの整備	③介護	介護人材の育成・確保に関する取組	④医療	退院後の生活や在宅での看取り等、在宅医療に関する地域住民への啓発活動 等	⑤体制	地域ケア会議の開催による地域課題の把握／インフォーマルサービス等も含めたサービスの状況把握と情報提供の実施 等
①生活支援	生活支援コーディネーターの配置／生活支援を担うボランティアの養成／移動支援の取組／認知症カフェの開設 等										
②介護予防	介護予防の場・サービスの整備／住民主体の介護予防の場・サービスの整備										
③介護	介護人材の育成・確保に関する取組										
④医療	退院後の生活や在宅での看取り等、在宅医療に関する地域住民への啓発活動 等										
⑤体制	地域ケア会議の開催による地域課題の把握／インフォーマルサービス等も含めたサービスの状況把握と情報提供の実施 等										